

国立大学法人東京医科歯科大学病院看護部長

及び副看護部長任免規則

〔 令和3年10月12日
規則第92号 〕

（趣旨）

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学病院（以下「病院」という。）看護部長及び副看護部長（以下「看護部長等」という。）の任免は、東京医科歯科大学病院看護部規則（平成16年規則第128号）（以下、「看護部規則」という。）に定めるもののほか、この規則によって行う。

（選考の時期）

第2条 看護部長等の選考は次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任を申し出たとき。
- (3) 欠員となったとき。

（候補者の推薦）

第3条 学長は、看護部長の選出に当り、大学の基本方針を明確にし、候補者を病院運営会議（以下「運営会議」という。）から推薦させる。

（選考の方法等）

第4条 学長は、推薦された看護部長候補者につき選考する。この場合、学長は推薦された候補者に関して疑義のある場合には、運営会議に差し戻すことができる。

2 副看護部長の選考は、運営会議の議を経て、病院長が決定する。

（任期）

第5条 看護部長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 看護部長等の任期の末日は、病院長の任期の末日以前とする。

3 補欠の看護部長等の任期は、前任者の残任期間とする。

4 定年退職日が前3項の規定による任期の末日前である看護部長等の任期は、前3項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

5 前項の適用を受けた者の後任の看護部長等の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

（解任）

第6条 病院長は、副看護部長がその職務を十分に果たさず、大学運営に重大な支障をもたらした場合には、運営会議の意見を聴いて解任することができる。

（任期満了後の処遇）

第7条 看護部長等を再任しない場合、当該看護部長等の任期満了後における処遇は次のとおりとする。

- (1) 病院の看護職員から看護部長等となった者 原則として、当該任命の日の前日の職に 就
かせる。
- (2) 前号以外の者 原則として、任期満了日における職よりも下位の看護職員に就かせる。

第8条 看護部長等に就任する場合には、任期等について、別紙同意書により、本人の 同
意を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規則に関する細則は、運営会議が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月12日から施行し、令和3年10月1日（以下「適用日」と
いう。）から適用する。
- 2 適用日の前日に看護部長の職にあった者は、なお従前の例による。
- 3 適用日の前日に副看護部長の職にあった者は、解任（降任）事由がない限り、
引き続き1期に限り、本規則に基づき副看護部長を命じ、任期満了後、副看護部
長を免じた場合は、本給及び管理職手当については、副看護部長の額を保障する。